

仙台地裁 2019 年 5 月 28 日 優生手術国賠訴訟に対する判決への声明

(平成 30 年 (ワ) 第 7 6 号, 第 5 8 1 号 国家賠償請求事件)

2019 年 6 月 5 日

優生手術に対する謝罪を求める会

ccprc79@gmail.com

判決が原告の訴えを棄却したことに、強く抗議します。

判決は、リプロダクティブ権は憲法 13 条が保障する基本的権利であるとし、「不良な子孫の出生防止」を目的に不妊手術を強制した旧優生保護法は違憲であると明言しました。

さらに、優生手術被害者らの「権利侵害の程度は極めて甚大」であり、損害賠償権を行使する機会を確保する必要性がきわめて高いにもかかわらず、旧法の存在自体が損害賠償請求を妨げたこと、社会には旧法が広く押し進めた優生思想が社会に根強く残っていたこと、本人が優生手術の客観的証拠を入手するのも困難だった等の理由をあげて、被害者が手術から 20 年経過する前に損害賠償請求を行うことは現実的に困難であり、国会が立法措置を執ることが必要不可欠であったと述べています。

そうであれば、旧優生保護法を制定した国会や執行した政府は、同法によって人権を侵害された被害者に対して、損害を賠償する立法措置を執らなければならず、そうしなかった国会や政府の責任は明白であり、原告らの請求は、当然認められて然るべきです。

にもかかわらず、判決は原告の訴えを棄却した理由として、次のように書いています。

「いわゆるリプロダクティブ・ライツという概念は、性と生殖に関する権利をいうものとして国際的には広く普及しつつあるものの、我が国においてはリプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少なく、本件規定及び本件立法不作為につき憲法違反の問題が生ずるとの司法判断が今までされてこなかったことが認められる。」

「リプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少なく」には、大いに疑問があります。

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康／権利)は、1970 年代から、女性の健康に取り組む世界の女性運動が、人口政策によって人々とくに女性の生殖が支配され介入されることに反対する概念として、提起してきました。

日本においても、1972 年、1982 年に優生保護法の改定をめぐる議論がありました。障害をもつ女性は 1970 年代後半から、子宮の摘出が強いられることを問題化していました。

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」は、こうした世界的な潮流が、1994 年に国連主催でカイロで開催された「国際人口開発会議 行動綱領」に書き込まれたものです。誰もが人権の一部として、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ、何人産むかを自ら決める自由をもち、これを実現するための教育、情報、手段を提供されるということを言っています。1995 年に北京で開催された「世界女性会議」の「行動綱領」でも確認され、2006 年に国連総会で採択された「障害者権利条約」

の第 23 条家庭及び家族の尊重 (b) (c) にも、書かれました。これらの国連の会議に参画し、条約を批准した日本政府は、当然この認識をもっています。

また、国連の機関から日本政府に次のような勧告があり、国会での答弁がありました。

- ・ 1998年 国連規約人権委員会から「強制不妊手術に補償がないのは遺憾」
- ・ 2004年 国会で福島瑞穂議員が坂口厚労大臣に強制不妊手術について質問と答弁
- ・ 2014年 国連規約人権委員会が日本政府へ「1998年の勧告を実施すべき」と勧告
- ・ 2016年 国連女性差別撤廃委員開 (CEDAW) が「強制不妊手術の調査、加害者の処罰、被害者の法的救済、賠償」を勧告

さらに、1996 (平成 8) 年に優生保護法が母体保護法に改正される際、6月17日参議院厚生委員会で次の附帯決議がなされました。

優生保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、この法律の改正を機会に、国連の国際人口開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、リプロダクティブヘルス・ライツ (性と生殖に関する健康・権利) の観点から、女性の健康等に関わる施策に総合的な検討を加え、適切な措置を講ずること。

右決議する。

また、この附帯決議採択直後に、同厚生委員会場で発言を求められた菅直人厚生大臣 (当時) は、「附帯決議の趣旨を十分尊重して努力する」と答弁しています。リプロダクティブ・ライツ (リプロダクティブ権) という法概念は、すでに1996年6月の段階で、日本の立法府 (国会) の真ん中で十分に承認され、その保障に向けた努力が公的に約束されていたと言わねばなりません。それ以外の結論を右の附帯決議から導くことは不可能です。

そして、1996年7月の「男女共同参画ビジョン」にはリプロダクティブヘルス・ライツ (性と生殖に関する健康・権利) が、きちんと書き込まれています。

このような歴史的経緯をふまえても、「法的議論の蓄積が少ない」「司法判断が今までされてこなかった」というのでしょうか。

本当に議論が少ないとすれば、その機会がありながら議論をしなかった立法府と行政府に、責任があります。また、司法の判断は仙台地裁がこの判決において示すべきでした。

原告が強要された優生保護法による優生手術が、判決のように憲法違反であり、「リプロダクティブ権」が「人格権の一内容を構成する権利として尊重されるべき」だと言いながら、除斥期間を適用したことに抗議します。